**スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：東温市スポーツ協会　]**

**[記載日：令和５年３月３０日　]**

**【対応状況に係る自己評価】**

Ａ：対応している

Ｂ：一部対応している

Ｃ：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | ― |
| 現在のところ法人格を有していない。 | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | Ａ |
| 東温市スポーツ協会会則及び同施行規則等を制定し、当協会の役員及び会員は当該規約等を遵守している。  　東温市スポーツ協会の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。 | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | Ａ |
| 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | Ａ |
| 会則に定める常任理事３名、理事若干名、監事２名の役員体制を整えている。（理事については加盟する種目別協会の代表者及び学識経験者、社会教育団体より選出し、令和４年度においては１７名となっている）  　理事会、常任理事会及び総会において計算書類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。 | |
|  | |
| **原則２ 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | Ａ |
| 基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会及び総会に諮っている | |

|  |  |
| --- | --- |
| **原則３ 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** | |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコン  プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| 役職員に対しコンプライアンス教育に関する資料の配布等を行っているが、不十分であるため、今後は役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施を検討する。（来年度、スポーツ少年団と合同で研修会の開催を計画している。） | |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施している  か，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| 現在、指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施しておらず、コンプライアンス教育に関する資料の配布にとどまっている。  　今後は役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施を検討する。 | |
|  | |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | Ａ |
| 本協会会則第６章及び東温市補助金等交付規則に基づき、適切に会計処理を行っている。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，  ガイドライン等を遵守しているか。 | Ａ |
| 助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。  　また、市補助金については東温市監査計画に基づき、隔年で監査を受けている。 | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | Ａ |
| 監事を２名選任し、年１回の監査を行っている。 | |
|  | |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | Ｂ |
| 総会において事業報告書及び収支予算書等を報告するとともに、関係資料（会則及び同施行規則、役員名簿、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等）を事務局に常備し、会員誰もが要請に応じて閲覧できる体制を整えている。  　また、（公財）愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | Ｂ |
| ホームページは開設していないが、上記資料について事務局に常備し閲覧できる体制を整えており、今後は、（公財）愛媛県スポーツ協会のホームページにおいて、関係資料の開示等を検討する。  　また、事業実施状況やイベントの情報等については、市の広報紙やＨＰ等を通して情報発信している。 | |
|  | |
| **原則６ 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） | |
| 原則１から原則１３について | － |
| 本協会では、ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、本協会の制定する役員等倫理規定に反するなど、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。 | |
| 原則２：適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべき  である。 | Ａ |
| 本協会役員については、東温市スポーツ協会会則の既定に基づき選出されており、会長１名・副会長２名・理事長１名・常任理事３名・事務局長１名・会計１名・理事若干名・監事２名となっており、１７名の理事の内４名が女性理事（23%）となっている。  　種目別協会代表以外の理事は元体育指導員及び総合型地域スポーツクラブ理事長の２名となっており、また、監事については市スポーツ推進委員長及び市スポーツ協会理事長の２名となっている。 | |